



# 第2次多古町地域福祉計画

包含計画

多古町成年後見制度利用促進計画

多古町再犯防止推進計画

〈令和8年度～令和12年度〉

令和8年3月 多古町



# 目次

1. 計画の策定にあたって.....	1
(1) 策定の趣旨.....	1
(2) 計画の役割と位置付け.....	2
(3) 計画期間.....	3
(4) 計画の策定体制.....	3
2. 地域福祉をとりまく現状と課題.....	4
(1) 各種データからみる現状.....	4
(2) アンケート・ヒアリングからみる現状.....	7
(3) ワークショップからみる現状.....	10
(4) 第1次計画の振り返り.....	11
(5) 今後の地域福祉に求められるもの.....	12
3. 計画の基本的な方向性.....	13
(1) 基本理念.....	13
(2) 基本目標.....	13
(3) 施策の展開.....	14
基本目標1 共に支え合うまち（支え合う心・福祉の意識醸成）.....	15
基本目標2 共に助け合うまち（地域における助け合い・活動の充実）.....	19
基本目標3 みんなにやさしいまち（包括的なケア体制の構築・支援提供）.....	23
成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）.....	31
再犯防止の推進（再犯防止推進計画）.....	34
4. 計画の推進に向けて.....	36
(1) 地域福祉活動の推進.....	36
(2) 地域福祉活動を担う主な主体の役割.....	36
(3) 計画の推進に向けて.....	38
5. 資料編.....	39



# 1. 計画の策定にあたって

## (1) 策定の趣旨

わが国では、人口減少や少子高齢化の進行、個人の価値観・ライフスタイルの多様化、核家族やひとり暮らし世帯の増加等に伴って、地域のつながりの希薄化が進み、家庭内や地域内での支え合う力が低下しています。

また、急速に進むデジタル化や社会の変化により、地域内での人々のつながり方も変容してきています。たとえば、インターネットやスマートフォンの普及によって、人々が情報やサービスを受け取る手段が多様化した一方で、デジタル技術に馴染みにくい層が情報から取り残される「デジタル格差」の問題も指摘されています。これらの状況により、これまで地域内で自然に形成されていた助け合いや交流も減少し、孤立を感じる人々が増えている現状があります。さらに、働き方の変化や人々の多様化するライフスタイルに伴って、従来の仕組みを前提とした福祉政策では十分に対応できない課題が表面化しています。

こうした状況の中で、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者といった対象者ごとの福祉課題に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立、自殺、虐待など、複合化・複雑化した福祉課題が生じています。これまでのような分野別の支援では対応が難しい制度の狭間にある方々に、必要な支援を届ける包括的な支援体制の構築や、地域の様々な人々が主体的に参画し、つながり、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すことの重要性が高まっています。

多古町では、令和3年3月に「地域福祉計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、地域福祉に関する各種施策の推進を図ってきました。令和7年度で、第1次計画の計画期間が満了することを受け、社会状況の変化や国・県などの動向、現計画の成果を踏まえ、今後の地域福祉の方向性を示す計画としての「第2次多古町地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。本計画においても第1次計画同様、各種地域福祉の推進を図り、様々な取組を進めていきます。

### ● 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、町などがみんなで協力し合いながら、地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して生活できる地域社会の実現を目指す取組です。

地域福祉を進めるためには、地域に関わるすべての人が他人事ではなく自分事として主体的に関わる考え方が大切です。

「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と協働のもとで取り組んでいきましょう。

#### 自助

まずは自分で  
できることから

#### 互助

互いに助け合い  
支え合って

#### 共助

社会保障の制度を  
活用して

#### 公助

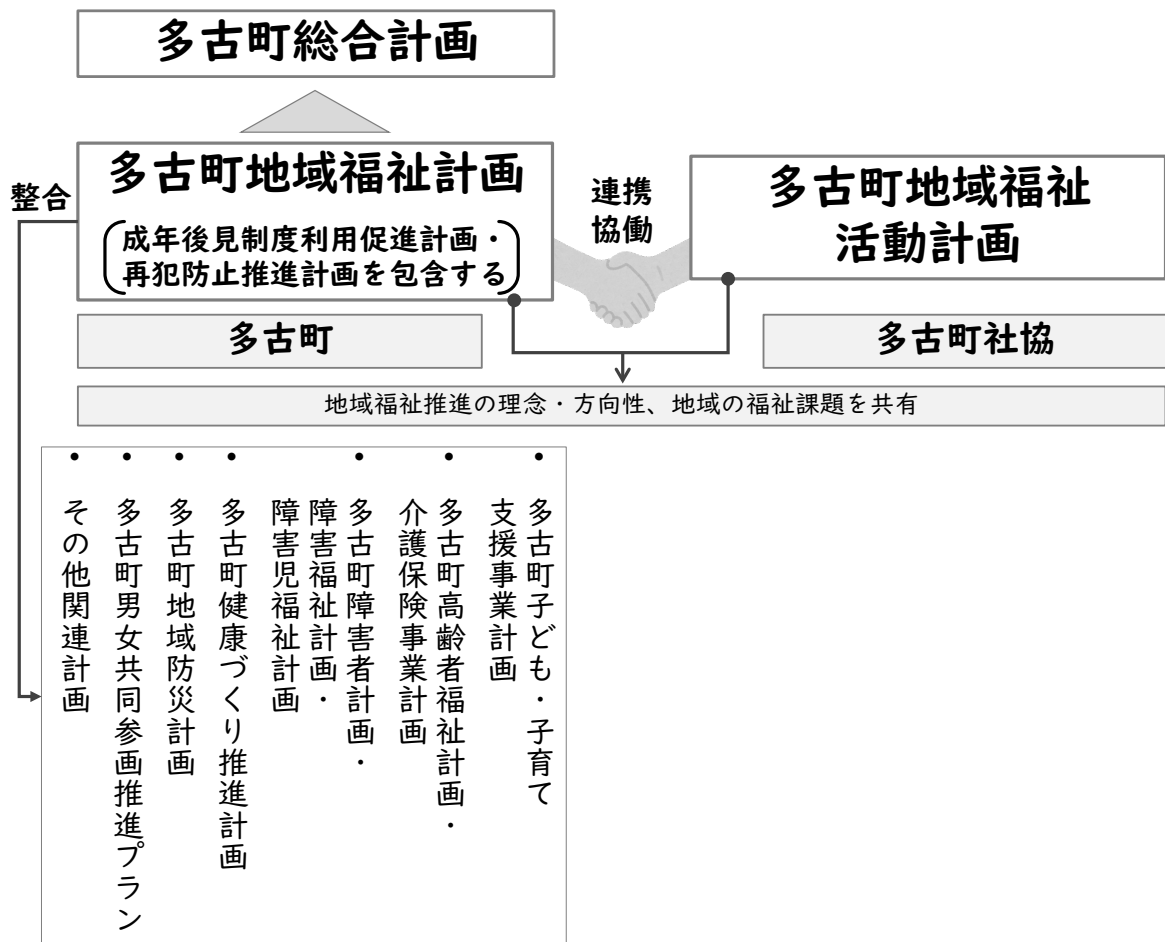
手の届かない所は  
行政がしっかり

ふくしの  
フィルム

## (2) 計画の役割と位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域における様々な課題を解決し、福祉施策を推進していくための、取組の方向性や考え方について示す計画です。多古町における各種福祉関連個別計画の上位計画として、各計画と整合性を図りながら施策を推進します。

また、本計画と多古町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を地域福祉推進の両輪として位置付け、地域課題を共有し、両計画が相互に連携しながら補強・補完しつつ一体的に各種取組を推進していきます。



### ● 社会福祉法第107条第1項

追加の  
情報

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (3) 計画期間

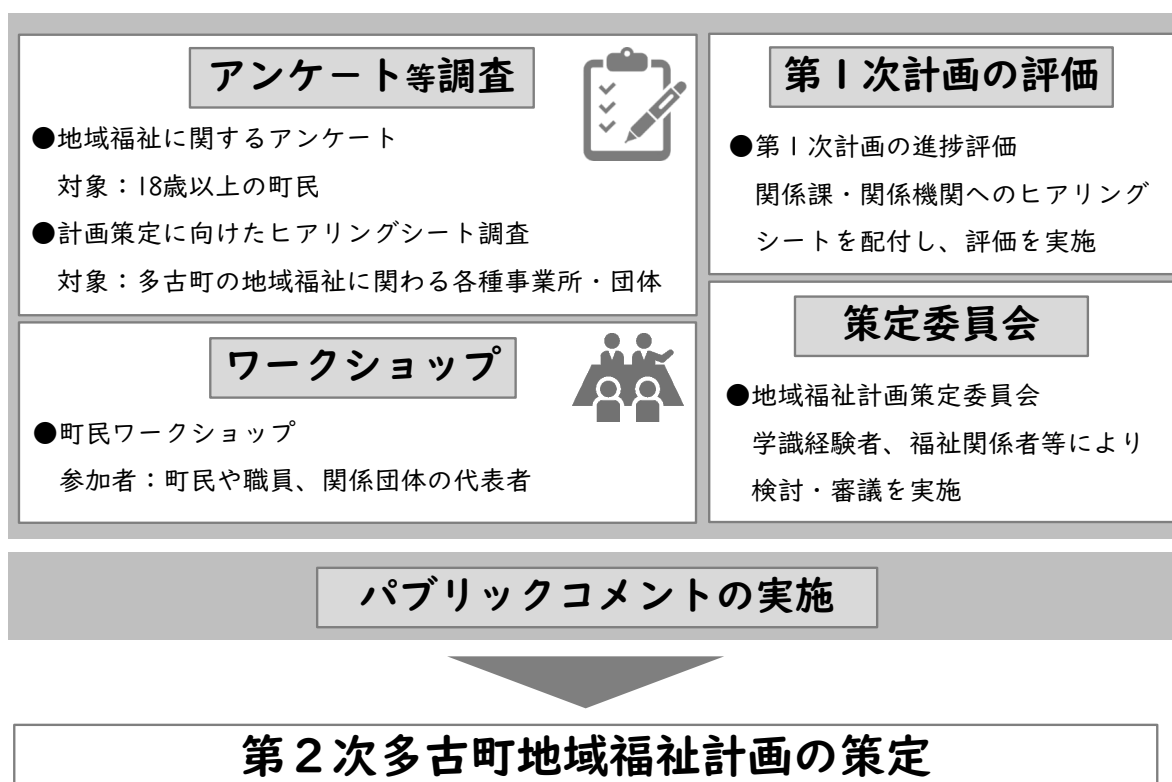
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。社会情勢の大きな変化等があった際は、必要に応じ見直しを行います。

年号(年度)	～令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13～	
西暦(年度)	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～	
多古町総合計画	総合計画(後期基本計画) 総合戦略					次期		
多古町地域福祉計画(本計画)	第1次	第2次地域福祉計画					次期	
多古町地域福祉活動計画	第1次	第2次地域福祉活動計画					次期	

### (4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民アンケートや関係団体・事業所ヒアリング、町民ワークショップを開催し、地域の状況や課題などの把握や意見聴取を行いました。また、関係課及び関係機関へのヒアリングを実施し、第1次計画の評価を行い、住民等の意見とともに計画の基礎としました。

これら各種意見や情報をもとに、地域福祉計画策定委員会において協議いただき策定しました。

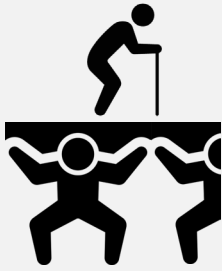


## 2. 地域福祉をとりまく現状と課題

### (1) 各種データからみる現状

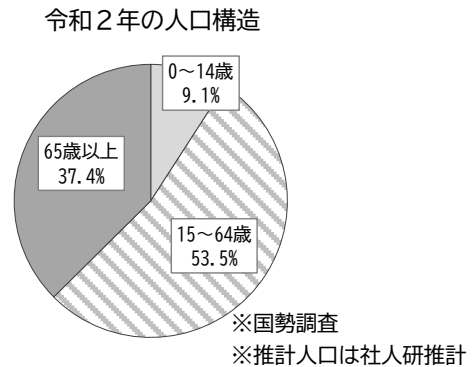
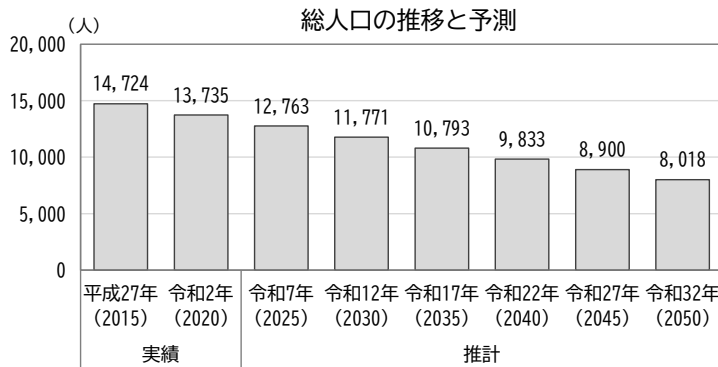
総人口と人口推計結果をみると、

人口減少が進行しており、約3人に1人以上が高齢者となっています。



多古町の人口は、令和2年で13,735人となっていますが、今後減少が続くことが想定されています。

また、令和2年時点の年齢構造をみると、高齢化率が37.4%となっており、高齢者1人を1.4人の生産年齢人口で支える人口構造となっているほか、年少人口についても1割を切る状況となっています。



← グラフ等で示す値は、四捨五入により合計が100%にならない場合や、合計と内訳が合わない場合があります。(以下同様)

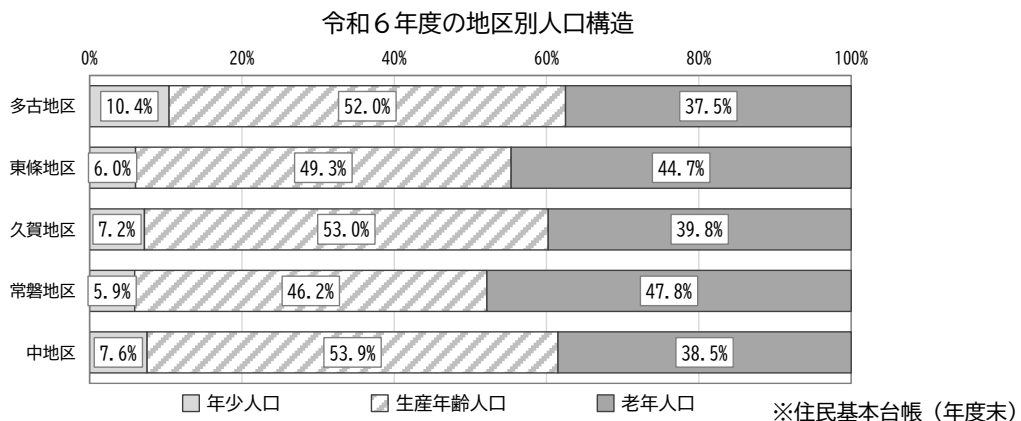
地区別人口をみると、

特に東條地区と常磐地区の少子高齢化が進行しています。



多古町における地区ごとの人口構造をみると、年少人口は多古地区で10.4%となっている以外は1割未満となっています。

また高齢化率は、東條地区と常磐地区では4割を超えており、少子高齢化が進行している状況がみられます。

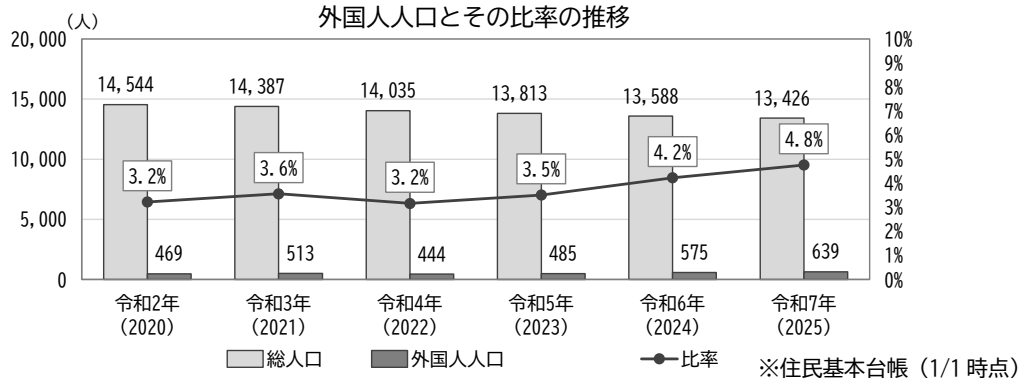


外国人人口をみると、

**外国人人口は増加傾向**となっており、**人口の約5%が外国人**となっています。



多古町の外国人人口は、概ね増加傾向で推移しており、令和7年には639人となっています。  
総人口に対する比率としても4.8%となっている状況です。

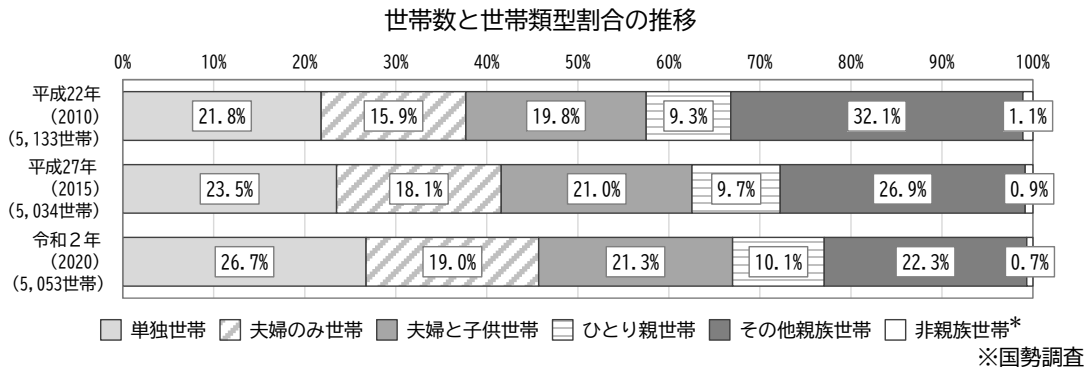


世帯の状況をみると、

**ひとり暮らし世帯や核家族世帯が増加傾向**となっています。



多古町における世帯の割合をみると、ひとり暮らし世帯の割合が増加傾向となっています。また、「夫婦のみ」「夫婦と子供」といった核家族世帯が占める割合も大きくなっています。



### 多古町の世帯の状況

多古町には、令和2年時点で1,351世帯のひとり暮らし世帯があります。そのうち、65歳以上の方のひとり暮らし世帯は、何%でしょうか？

ヒント：全国の状況

- ・ひとり暮らし世帯：21,151,042世帯
- ・65歳以上の方のひとり暮らし世帯：6,716,806世帯
- ・占める割合は、**31.8%**

正解は

- ・ひとり暮らし世帯：1,351世帯
- ・65歳以上の方のひとり暮らし世帯：607世帯
- 占める割合は、**44.9%**

国勢調査データを利用

\*：非親族世帯：2人以上住んでいる世帯で、世帯主と親族関係にある人が1人もいない世帯。

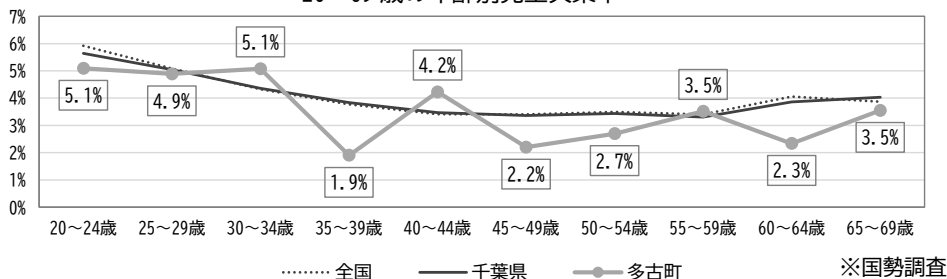
完全失業率（働く意欲と能力があるが、就業の機会がない人の割合）をみると、

**30代前半・40代前半の完全失業率が、国や県より高くなっています。**



多古町の20～69歳における年齢別完全失業率をみると、国や県と同程度か低い年齢層が多くなっていますが、30～34歳・40～44歳では高くなっています。

20～69歳の年齢別完全失業率



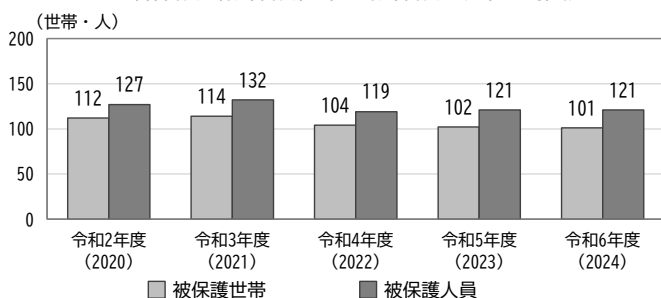
生活保護の状況をみると、

**生活保護世帯・人員はほぼ横ばいで半数以上が70歳以上**となっています。



生活保護に関して、被保護世帯・人員ともにほぼ横ばいで推移しており、令和6年の被保護人員は半数以上が70歳以上となっています。

生活保護（被保護世帯・被保護人員）の推移



令和6年の被保護人員年齢別割合



生活困窮者自立支援制度の状況をみると、

**コロナ禍・コロナ後の就労に関する支援・相談が多くなっています。**



多古町の生活困窮者自立支援制度の状況をみると、新規相談やプラン作成については、増減しながら推移しています。

また、就労支援については、令和3・4年度に増加しています。

生活困窮者自立支援制度における支援状況

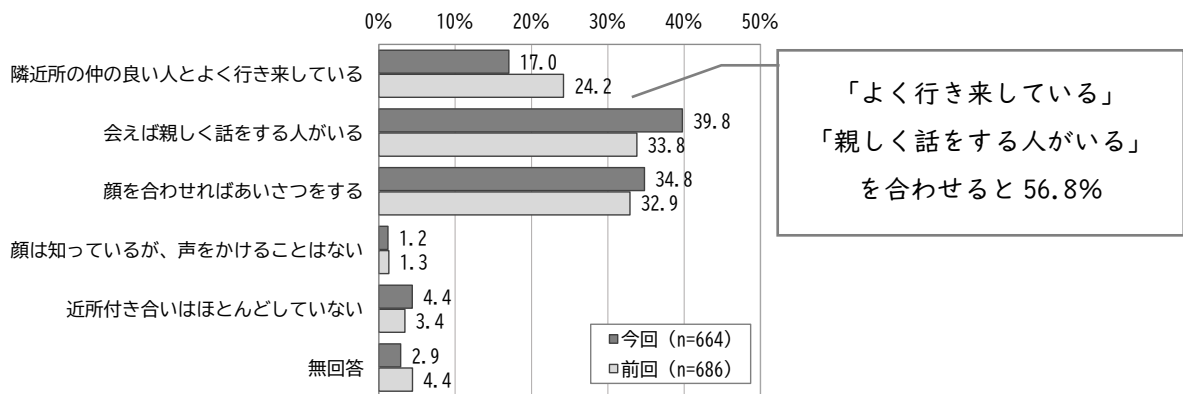
	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者数	法に基づく事業等利用件数	就労・増収者数
令和2年度 (2020)	38件	11件	9人	14件	3人
令和3年度 (2021)	12件	15件	13人	26件	3人
令和4年度 (2022)	29件	14件	10人	25件	4人
令和5年度 (2023)	17件	13件	4人	12件	4人
令和6年度 (2024)	12件	3件	1人	3件	4人

※中核地域生活支援センター 香取 CCC

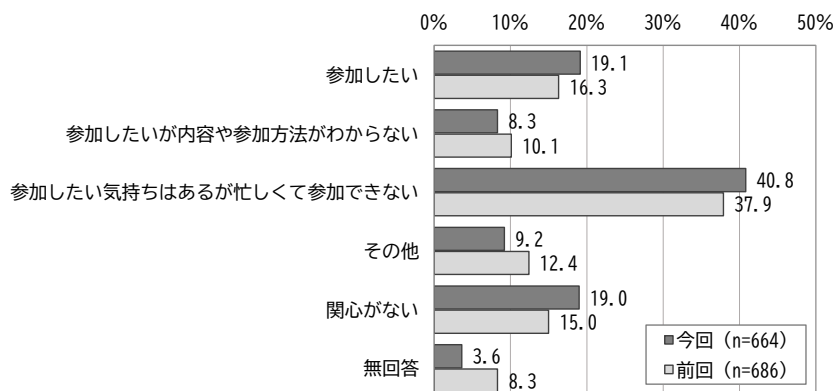
## (2) アンケート・ヒアリングからみる現状

### ① 町民アンケートについて

近所付き合いの様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近所付き合いとして、「会えば親しく話をする人がいる」が39.8%と最も多くなっています。</li> <li>●10～40歳代では「顔を合わせればあいさつをする」が最も多く、<u>年齢が下がると近所付き合いも希薄になる</u>傾向にあります。</li> <li>●前回調査と比較しても、「隣近所の仲の良い人とよく行き来している」が減少しており、<u>親密な近所付き合いは減少傾向</u>です。</li> <li>●<u>近所付き合いがない理由</u>としては、「近所付き合いはわずらわしいと感じるから」が最も多くなっていますが、「<u>どのように関われば良いかわからないから</u>」も次いで多くなっているため、<u>機会やきっかけがあれば近所付き合いに発展する可能性も高い</u>です。</li> </ul>
-----------	--

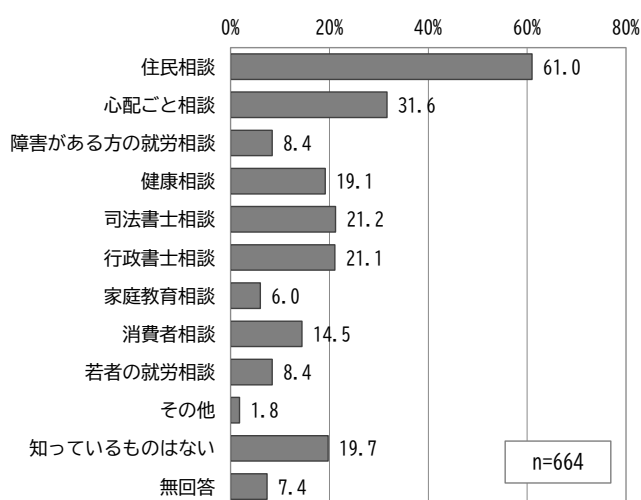


地域の活動への参加意向について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後のボランティア活動への参加意向としては、「<u>参加したい</u>」や「<u>参加したい気持ちはある</u>」を合わせると <u>68.2%</u>となっています。</li> <li>●参加したい気持ちはあるが「忙しくて参加できない」という方が40.8%です。</li> <li>●地域活動等への参加についても「<u>時間があるときに参加する</u>」が多くなっており、地域活動・ボランティア活動参加への<u>時間の確保が参加のネック</u>となっています。</li> <li>●<u>10・20歳代では</u>、ボランティア活動への参加について「<u>関心がない</u>」が <u>52.0%</u>と過半数です。啓発・意識醸成の取組も重要となっています。</li> </ul>
-----------------	--



困りごとや  
相談・情報発信  
について

- 住んでいる地域の心配ごととしては、「地域の防犯・防災などの安全面」が最も多く、前回調査と比較しても大きく増加しています。受けたいと思う支援や協力としても、「防犯のための巡回」が多く、安全・安心に関する項目が挙がっています。
- 「相談する人がいない」は1.2%で、相談先がない方もいる状況です。
- 相談窓口に求めることは「プライバシーが守られる」が52.1%と最も多く、個人情報の保護を求める声や、「1か所で色々な相談ができる」についても44.0%となっており、相談体制のワンストップ化の意見も挙がっています。
- 広報たこでお知らせしている無料相談の認知度について、「知っているものはない」が19.7%、特に10・20歳代では36.0%となっているため、周知の強化も重要な取組です。



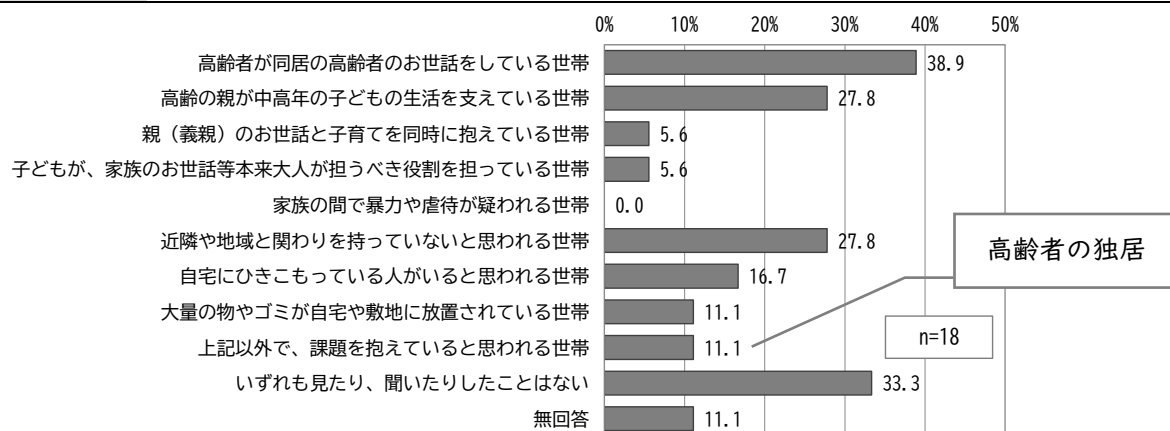
これからの  
福祉のあり方  
について

- 地域福祉の推進に向けた行政と地域の関係は「行政と地域が協力しあい、ともに取り組むべきだ」が54.2%と最も多く過半数となっており、協働の意識が醸成されています。
- 今後の重要な福祉施策としては、「身近な場所で相談できる窓口の充実」「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が多くなっています。また、前回調査と比較して最も増加しているのが「福祉意識を高めるための広報、啓発の推進」となっており、重要性の高まりがみられます。

## ②事業所・団体ヒアリングについて

運営上の課題 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所・団体の運営等に関する課題としては、「<u>メンバーが高齢化している</u>」が72.2%、「<u>リーダー（後継者）のなり手がいない</u>」が66.7%と多くなっています。</li> <li>●若年層の参画は、「<u>仕事や子育てとの両立が難しい</u>」という面もあり、他にも「<u>人材募集や活動内容に関する情報発信の難しさに関する意見</u>」も挙がっています。</li> </ul>
----------------	--

活動する中で 感じる課題 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多古町の地域で気になることとしては、「<u>世代を超えた交流が少ない</u>」が66.7%と最も多くなっており、「<u>多世代交流の促進が求められています</u>」。また、「地域の行事や活動に参加する人が少ない」が38.9%、「災害など、緊急時の協力体制が不十分」が27.8%となっており、「<u>積極的に参画する意識の醸成も重要</u>」な項目となっています。</li> <li>●活動や事業を実施する中で見聞きする、「<u>困りごと等を抱えている世帯</u>」としては、「<u>老々介護（38.9）」「8050・9060問題（27.8%）」「孤立世帯（27.8%）」「ひきこもり（16.7%）」「ゴミ屋敷（11.1%）」が1割を超えており、注意が必要です。</u></li> <li>●特に気になること・近年顕著になっていることとしては、高齢者の孤独・孤立や、高齢者の自宅を訪問するとゴミの放置が散見されている状況が挙がっています。また、福祉意識の低下についても意見があります。</li> </ul>
-------------------------	--



今後の活動・ 取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他団体との連携については、「町役場（83.8%）」や「社会福祉協議会（72.7%）」は多くの団体・事業所が連携しているほか、「老人クラブ（50.0%）」「こども園・学校（44.4%）」についても<u>半数程度連携している状況</u>となっています。</li> <li>●今後の連携希望としては、「<u>ボランティアセンター（27.8%）」「NPO・ボランティア団体（27.8%）」が多くなっており、新たな連携の構築も重要</u>です。</li> <li>●今後の活動としては、研修や技術の取得・工夫による各種取組の拡充や改変等の意見が挙がっており、活動を知ってもらうことや、会員募集に向けた周知を挙げている団体・事業所も多くなっています。</li> <li>●多古町の地域福祉の推進に向けては、「<u>各種対象者への支援強化のほか、活動への参加促進のための移動支援や、世代を超えて楽しめる活動を求める声</u>」もあります。</li> </ul>
------------------	---

### (3) ワークショップからみる現状

#### 解決すべき優先課題

##### 近所付き合い

- ・地域のつながりの弱体化
- ・近所の人と顔を合わせることがない
- ・交流の場所を知らない人がいる
- ・ボランティア活動、若い方は仕事に子育てにと忙しいので中々参加がない

##### 地域コミュニティ

- ・同年代の人たちが集まる場所がなくなっている
- ・短時間の預かり場所の不足（子ども・高齢者）
- ・地域の交流の場が少ない
- ・孤食の人が多い ・ひとり暮らし高齢者の孤立
- ・緊急時や災害時の地域の仕組みづくり
- ・高齢者の社会参加

##### 交流

- ・集まって話ができる場所が欲しい
- ・高齢者の方がおしゃべりしたがっている
- ・ご近所さんに野菜のおすそ分け
- ・多世代が交流する機会がない

##### 高齢者の見守り

- ・ひとり暮らしの方の孤立化・閉じこもり傾向
- ・家族と暮らしていても日中高齢者だけの家を訪問してあげるといい
- ・ひとり暮らしの方の安否確認

##### 公共交通

- ・公共交通手段がない
- ・日常の買物や病院への足の確保
- ・バス停があるのに乗る人が少ない
- ・交通機関（バス・タクシー）が少ない
- ・自家用車以外の移動手段が弱い

#### 各チーム一押し取組

##### 顔見知りになろう！

- ・集会所を活用した多世代交流型イベント
- ・近所の方と顔の見える関係を築く

##### ドアを開けよう!! えがおとえがおのお付き合い

- ・地域の交流会からはじめて、近所の輪を広げていく

##### 地域交流の場の増強・周知、参加促進

- ・町、社協と連携して新行事
- ・広報の掲載
- ・運転ボランティアの力を借りて、交流の場に通いやすく

##### 人生楽しく語の場を

- ・認知症予防のために一緒に語ろう

##### スクールバスの空時間を利用する

- ・日中に動いていない時間を活用
- ・ドライバーの数を増やす
- ・資格を取る方を町で応援

##### この指とまれ!!

- ・各地区で集まりを開催  
(行きやすい場所 集まりやすい場所)

##### 高齢者の見守りと交流

- ・ひとり暮らしの高齢者を対象に、近所の人たちで集まって交流を深める（少人数）
- ・軽食程度で談話、見守りと安否確認

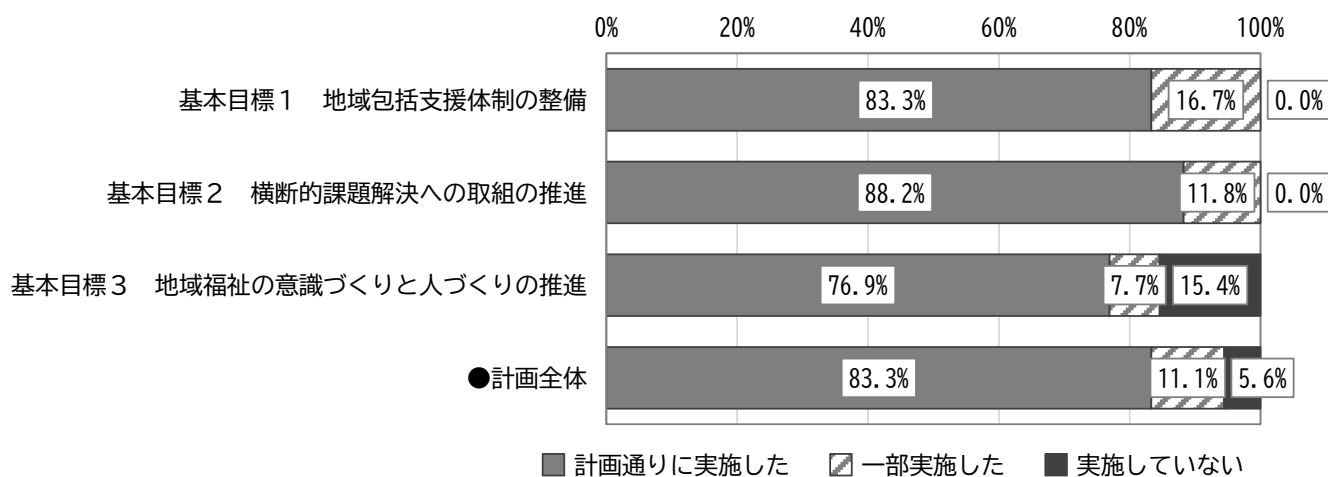


#### (4) 第1次計画の振り返り

基本目標や計画全体の評価	平均値
基本目標1 地域包括支援体制の整備	9.17点
基本目標2 横断的課題解決への取組の推進	9.41点
基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進	8.08点
●計画全体	8.89点

各施策を3つの評価基準（「計画通りに実施した」を10点、「一部実施した」を5点、「実施していない」を0点）で評価。（※平均値が高いほど良い評価となる）

基本目標ごとの施策評価の割合



	計画通り実施	一部実施	実施していない	計
基本目標1 地域包括支援体制の整備	5 施策	1 施策	0 施策	6 施策
基本目標2 横断的課題解決への取組の推進	15 施策	2 施策	0 施策	17 施策
基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進	10 施策	1 施策	2 施策	13 施策
●計画全体	30 施策	4 施策	2 施策	36 施策

## (5) 今後の地域福祉に求められるもの

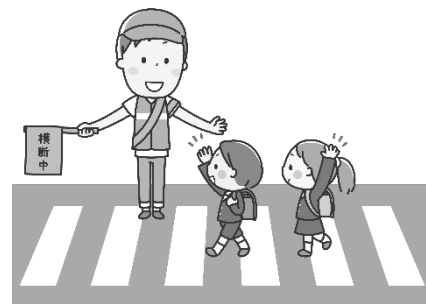
### 福祉の意識・心の醸成が必要 若年層の関心向上が必要

- ・近所付き合いの希薄化・地域コミュニティの弱体化が進んでおり、近所付き合いは「わずらわしい」という方も多のですが「付き合い方がわからない」方も多いです。
- ・若年層は、地域活動への参加に関心がない方が過半数であり、関心向上への取組が必要です。
- ・地域と行政が「協力し合い、ともに取り組む」ため、さらなる協働の意識づくりが必要です。
- ・重要な福祉課題としての「福祉意識を高めるための広報・啓発」への取組が必要です。
- ・性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共生していくことが重要です。



### 地域における助け合いの仕組みづくり・地域活動参加を促進するための方策が必要

- ・少子高齢化や人口減少に伴い、担い手不足が大きな課題となっています。事業所・団体の課題としても「メンバーの高齢化」「担い手がない」が挙げられています。
- ・参加を増やしていくため、活動に関する情報や人材募集の情報を発信していくことが重要です。
- ・ひとり暮らし世帯、核家族世帯が増加傾向で、見守りや関わりを必要とする方も多くなっています。交流の場や世代を超えて楽しめる場づくりも必要です。
- ・地域活動への参加意向は高いですが、「時間がない」ので参加が難しい方も多です。特に若年層は仕事や子育てをしながら参加することが難しくなっています。また、移動手段がないことも参加のネックとなっている状況もあります。
- ・地域の心配ごとは、防犯防災などの「安全・安心」に関する部分が多く、重要な福祉課題として「緊急時・災害時で助け合う仕組みづくり」を挙げる方も多です。日頃からの関わりが重要となっています。



### 多様な困りごと・困難を抱える方への対応・支援が必要

- ・経済的な生活困窮への支援が重要となっています。また、若年層の就労支援も必要です。
- ・成年後見制度の利用促進、再犯防止推進等、各種支援を進めていく必要があります。
- ・重要な福祉課題として「身近な場所で相談できる窓口の充実」を挙げる方が多く、相談体制の充実が必要です。相談時の個人情報保護や窓口のワンストップ化を求める声もあります。
- ・各種事業所・団体間の連携の重要性が高く、新たな連携に取り組んでいくことも必要です。



### 3. 計画の基本的な方向性

---

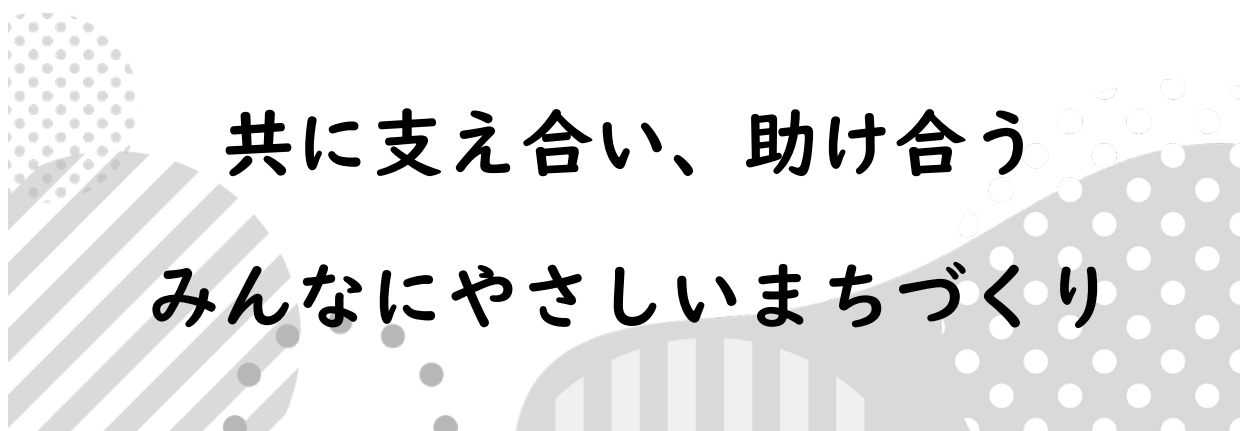
#### (1) 基本理念

---

第1次計画では、「共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり」を基本理念とし、地域福祉に係る施策を推進してきました。また、令和7年3月に策定された多古町総合計画では、「町民同士の支え合い・助け合いの促進」を地域福祉における施策として掲げています。

これらを踏まえ、本計画の基本理念は「共に支え合い、助け合う みんなにやさしいまちづくり」としました。

地域における、お互いに支え合うの心の醸成、地域の中で各機関が協働し助け合う仕組みづくりを推進するとともに、支援体制の整ったみんなにやさしいまちづくりを目指します。



#### (2) 基本目標

---

本計画では、以下の3つの基本目標を設定しました。基本理念の実現に向けて各種施策の推進を図ります。

##### 基本目標 1

共に支え合うまち（支え合う心・福祉の意識醸成）

##### 基本目標 2

共に助け合うまち（地域における助け合い・活動の充実）

##### 基本目標 3

みんなにやさしいまち（包括的なケア体制の構築・支援提供）

### (3) 施策の展開

基本目標	施策
共に支え合うまち (支え合う心・福祉の意識醸成)	1. 地域福祉に対する意識の啓発
	2. 情報提供の充実
	3. 権利擁護の推進
	4. 多様性への理解推進と尊重
共に助け合うまち (地域における助け合い・活動の充実)	1. 地域での声かけ・見守り活動の推進
	2. 地域での交流の促進
	3. ボランティア活動の活性化
	4. 各種福祉団体等の活動支援
	5. 話し合いの場づくり
みんなにやさしいまち (包括的なケア体制の構築・支援提供)	1. 包括的なケア体制の構築
	2. 安全・安心なまちづくりの推進
	3. 心身ともに健やかな暮らしへの支援
	4. 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上
	5. 特別な支援が必要な方に向けた支援の推進
	6. 犯罪をした人等の自立支援
	7. 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実
	8. 介護福祉人材の育成



## 基本目標Ⅰ 共に支え合うまち（支え合う心・福祉の意識醸成）

### アンケートやワークショップにおけるみんなの声



福祉に関して知りたいけど、  
どこから情報を得たらいいんだろう？

困っている人の立場に立って  
考えることが大事だし、  
必要なことだよな！

大人が手本となることだ  
助けている人を見ると、  
次は私がやろう、と思うだろう



福祉に関する知識を得るための  
研修会・講習会を開くことが大事  
福祉意識の醸成にもつながる



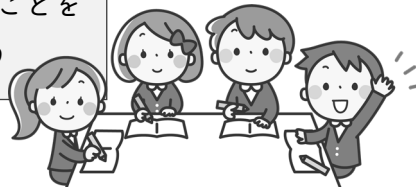
障がいがあると外へ出て歩くのが大変…  
声をかけて、助けてくれたら嬉しい  
手を差し伸べてほしい



まずは偏見や差別感を  
なくすこと！  
福祉の取組の前提となる  
ものだと思う

困っていることを知って理解できると、  
助けて欲しいことがわかって行動にできると思う

小学校などで、授業で福祉のことを  
学ぶ取組も大切だと思う



色々な人がいる中で、  
ハンディキャップや  
個性が認められる社会に  
なってほしいな



福祉のことを知って



福祉のことを学んで



みんなが優しい心で  
支え合えるように

## 施策の方向

- 住民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識醸成を図ります。
- 福祉に関する情報発信や情報交換の機会の充実を図るとともに、必要な情報を必要な人に届けるための伝わりやすい情報発信に努めます。
- すべての町民が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する理解促進と、制度の利用促進に努めます。

## 主な施策・取組

### 1. 地域福祉に対する意識の啓発

#### ①福祉への関心・意識を高める機会の拡充

地域福祉を推進するため、学校・地域・社会福祉協議会が一体となって福祉に対する理解を深め、担い手の育成、幼少時からの福祉教育や生涯学習、地域活動などへ参加できる機会を拡充します。

#### ②支え合い意識の醸成

町では、地域生活課題やニーズの把握等を行う生活支援コーディネーターが地域をまわり、地域での支え合いの意識の醸成や課題解決に努めています。今後も、地域の訪問・情報交換の場を継続し、地域資源の掘り起こしと課題の解決を調整しながら進め、支え合いの地域づくりを推進します。

### 2. 情報提供の充実

#### ①情報アクセシビリティの向上

福祉的配慮の視点から、拡大文字、音声、点字、メールなどを活用し、円滑な意思疎通が図れるように努めます。

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要とする情報を十分に取得できるよう、通信ネットワークや情報通信技術等を積極的に活用した情報発信に努めるとともに、既存の発信媒体についても活用し、多様な手段を有効活用した情報発信の強化を図ります。

#### ②情報発信・情報交換の機会の充実

町で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、個人情報の適正な管理に努めます。

住民、福祉団体、事業者等からの意見を聴く場や意見交換をする機会を継続して確保します。

### ③デジタル格差への対応

新たなデジタル技術を積極的に活用した多様な情報発信に取り組むとともに、デジタル機器の操作に不慣れな方や利用機会がない方に対し、きめ細やかな利用支援や普及啓発を推進することで、誰もがデジタルを活用して、求める情報やつながりを手にすることができる環境を整えます。

## 3. 権利擁護の推進

(成年後見制度利用促進計画(31～33 ページ)にて記載)

## 4. 多様性への理解推進と尊重

### ①男女共同参画の推進

住民一人ひとりの人権意識を向上させ、性別にかかわらず誰もが尊重し合える地域の実現を目指します。DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの人権侵害の根絶を図るための広報・啓発を行うとともに、相談や支援の体制を確保し、関係機関と連携をとりながら適切な対応に努めます。

### ②多文化共生の推進

国籍を問わず、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、つながりと交流を進めます。

また、文化の違いを認め合いながら共生していくため、地域におけるルール等必要な情報発信に向けた支援についても推進していきます。

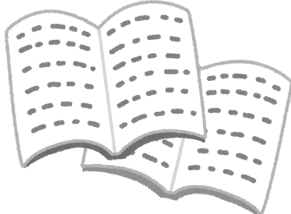

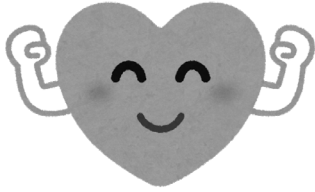
### ③互いの相互理解・多様性の尊重の推進

地域における様々な人が、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、お互いにそれぞれの多様性や個性を認め合い、理解し合えるよう取り組みます。

## 主要施策・事業

施策・事業	内容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生に対する福祉教育活動の推進</li> <li>●社会福祉協議会と連携した福祉教育活動の推進</li> <li>●各種研修等への参加促進</li> </ul>
生活支援コーディネーター活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区訪問を通じた地域課題の把握と情報共有</li> <li>●協議体での課題解決に向けた検討・協議</li> <li>●支援を必要とする人の早期把握と支援体制の充実</li> </ul>
福祉に関する情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰にでもわかりやすく配慮された福祉情報の発信と、住民が簡単に支援を受けられる環境の整備</li> </ul>

## 一緒に取り組んでいきましょう

<p>○福祉に関する講習に参加したり、福祉に関する情報を積極的に入手していきましょう。</p> 	<p>○みんなで多様性を認め合い、相互に理解し合いきましょう。</p> 	<p>○個人の尊厳や誰もがもつ権利について、大切に守っていきましょう。</p> 
--	--	--

## 基本目標2 共に助け合うまち（地域における助け合い・活動の充実）

### アンケートやワークショップにおけるみんなの声

コロナ前にあった活動が  
無くなってしまった



自分の足で動けるうちに、近所・地域の人と出会ったり、  
集まったりできて、そして、その中で日常の  
助け合いができれば、ひとり暮らしも淋しくない

地域での心配ごとや困ったことを気軽に  
相談できる場所があるといいな

多世代が交流できるイベントをつくって  
子どももおとなも高齢者も  
近所の人と顔の見える関係を築く

近所のひとり暮らし高齢者で集まって、軽食と  
談話で交流を深める（見守りと安否確認）



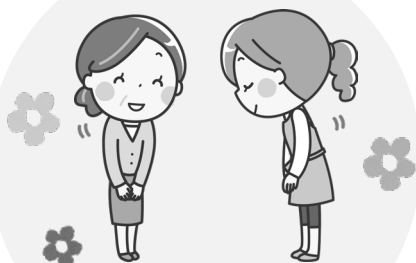
隣近所がいい関係でいる事が一番！  
災害等があったとき、  
互いに助け合うことができるから

小学校の体育館や公共施設を借り  
たりして、気軽にできる運動を  
みんなでやったらいいかも

外国の人とは言葉や文化の壁もあるので  
「知らない人＝不審者」となってしまう  
ために交流する場が必要



自分のできる範囲で社会に協力したい！  
社会活動への積極的な参加で、  
交流を通じて楽しい人生を送れるように



ご近所さんとの交流や

見守りなどの  
地域活動の実施で



みんなで助け合える  
住みやすいまちに

## 施策の方向

- 住民同士の見守りや、交流を促進することで、互助・共助のつながりを大切にした地域づくりの推進を図ります。
- 社会福祉協議会への支援及び連携の強化や、ボランティアや各種福祉団体の活性化等により、地域福祉活動の推進を図ります。
- 複雑・多様化する地域課題に適切に対応するための話し合いの場づくりを推進します。

## 主な施策・取組

### 1. 地域での声かけ・見守り活動の推進

子ども、高齢者、障がい者など、災害時に支援が必要な人への日頃からの声かけや見守りは、地域での自立した暮らしの継続につながります。このため、身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、専門職による訪問活動などを継続し、プライバシーに配慮しつつ支えていきます。また、必要な場合は相談窓口等へつなげていきます。

### 2. 地域での交流の促進

#### ①地域活動の促進

地域住民と連携し、世代を超えて人が集まり、交流ができる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。

老人クラブや地域サロン等の住民に定着している地域の居場所を有効に活用し、住民の交流機会の拡充を図ります。また、住民の意見を取り入れ、内容の充実について検討することで、新たな参加者や地域活動に関わる人の拡充に努めます。

さらに、福祉関係団体等と連携・協力し、交流や生きがい活動の場づくりを支援します。

#### ②住民の集いの場・居場所の確保

住民の自主活動や地域での通いの場としての集会所、公共施設等の利用・活用を促進します。また、誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進し、孤立・孤独対策を進めます。

### 3. ボランティア活動の活性化

老人クラブや当事者団体などの活動を紹介して加入促進に努めるとともに、福祉関係団体への情報提供や活動支援を行います。

社会福祉協議会やボランティア団体等は、若い世代にボランティアの意義や活動に対する理解を広め、地域での活動につながるよう、担い手の養成講座や研修会などを行うとともに、情報提供や活動支援に努めます。また、小中学校や町内事業所に対する地域福祉活動への参加促進を図ります。

### 4. 各種福祉団体等の活動支援

#### ①社会福祉協議会への後方支援と連携強化

地域福祉の中心的な団体である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化して、協働で地域生活課題の解決に取り組みます。今後は、地域生活課題の把握から、地域活性化と課題解決につながる施策の検討、安心できる暮らしの確保のための権利擁護支援、ボランティア活動の調整機能と負担感の少ない手助けサービスによる住民参加型サービスの充実を図るため、連携を強化します。

#### ②福祉団体のネットワークづくり

自治会\*や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの団体や関係機関などとの連携協力により、福祉団体のネットワークづくりと活動支援に努めます。

また、福祉施設・サービス事業所が地域にあることを活かして、福祉施設等の地域貢献活動を支援します。

### 5. 話し合いの場づくり

高齢者を取り巻く課題については、掘り起こしから解決の調整役として生活支援コーディネーターを中心に協議体で検討する体制を確保しています。福祉全般の課題解決に向けても、協議体での検討と連携しながら話し合える場を確保することで、地域福祉活動の推進を図ります。

---

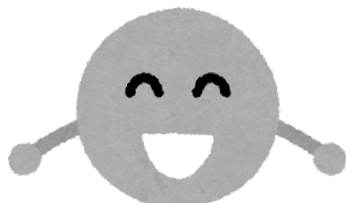


\*：自治会：地域における課題解決や相互扶助を目的に、住民が構成・組織する団体のこと。多古町では自治会・区会等が存在するが、ここではそれらを含む総称として「自治会」を用いる。

(以下同様)

## 主要施策・事業

施策・事業	内容
地域住民等による見守り体制の充実	●地域住民や民生委員・児童委員、ライフライン事業者、郵便・宅配業者などによる見守り活動や安否確認の推進、ネットワークの拡充
交流や生きがいづくり、地域福祉活動の推進	●自治会活動との連携や住民参加型福祉サービスの促進 ●小地域福祉活動の推進 ●地域サロン事業の展開
地域の居場所・交流の場の確保	●地域での交流やきっかけづくりの促進 ●地域での多世代交流の促進 ●老人クラブの活動支援 ●障害者団体の活動支援
各種ボランティア育成	●ボランティア養成講座 ●ボランティア活動のコーディネート ●ボランティア活動や地域福祉活動の推進・支援
社会福祉協議会の活動支援	●社会福祉協議会の活動支援
福祉団体の活動支援	●各種団体の活動・加入支援および意見交換の促進 ●地域福祉推進の体制づくり ●地域福祉活動の担い手育成 ●民生委員・児童委員の研修実施
事業者等との連絡・調整の場の確保	●福祉関係事業所との連絡・調整の場の確保 ●住民、当事者、社会福祉関係者との連絡・調整の促進
協議体の設置による課題解決	●生活支援コーディネーターを中心に協議体で地域課題の洗い出しと解決策の検討

## 一緒に取り組んでいきましょう

<p>○近所や地域で交流しましょう。また、交流しやすい雰囲気づくりに取り組みましょう。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○地域の方（高齢者や障がい者等）に、積極的に声をかけをし、見守り活動を行いましょう。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○地域の助け合い活動に参加しましょう。また、活動やイベントへのサポートも積極的に取り組みましょう。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
--	--	---

### 基本目標3 みんなにやさしいまち（包括的なケア体制の構築・支援提供）

#### アンケートやワークショップにおけるみんなの声

相談したときに、分からないで終わらず、質問者や相談者の納得が得られるまで寄り添うことが大事

行政で色々取り組んでいることが、町民や支援の対象者に伝わっていないと思う  
必要としている人に伝わって、活用してもらえようしてほしい



住民同士の助け合いは必要だけど、それだけでは難しい  
個人・地域では対応しきれないところは公の力が必要

70歳をすぎても働きたい人は雇っていただきたい  
元気に働きたい



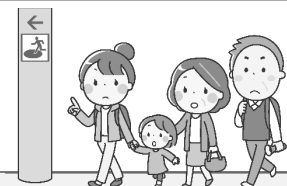
多古の福祉施設で働く方は、できるだけ多古の方を雇ってほしい  
多古に住む人達が働きやすいように

地域の中に不登校の子がいる何か解決策を提案できないものか

給食センターで給食を多めに作って、お弁当にして必要な人に安く提供する支援とかあるといいな



緊急時や災害時の支援の仕組みを地域で考えておくこと  
自分たちでできることをしっかりと考えておくことが大事

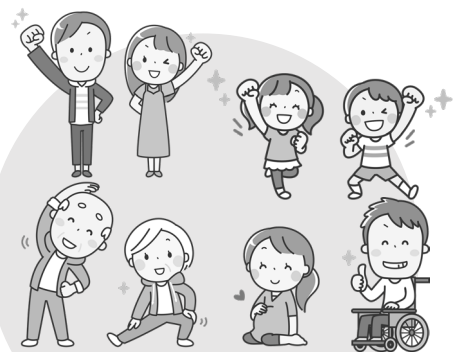


ひとり暮らしの高齢者が地域で助け合いながら一緒に暮らせる集合住宅が欲しい



様々な支援・サービスの提供と

安全・安心のまちづくりで



誰ひとり取り残さない福祉を推進！

## 施策の方向

- 子どもから高齢者まで、支援が必要な方々一人ひとりの課題を丁寧に把握し、適切なサービスや支援に結びつける体制を構築します。
- 地域の関係機関と連携しながら、包括的支援を実現し、すべての世代が安心して暮らせる地域社会を目指します。
- 地域福祉を担う専門人材の確保・育成に努めます。

## 主な施策・取組

### 1. 包括的なケア体制の構築

支援ニーズの増大、複雑化に対応するため、これまでの地域包括ケア体制をさらに充実させ、連携・調整の強化を図るため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった区別なく、全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築します。

様々な課題を解決していくため、高齢者、障がい者、子育て等の分野に応じた相談支援の充実のもとより、分野を横断して複合的・総合的に対応できる体制づくりと、要支援者の早期発見の仕組みづくりや解決手段の充実を図ります。

高齢者施策、障がい者施策、子ども・子育て支援施策、健康増進施策など、分野ごとに施策・事業の進捗状況の把握と点検を行うとともに、関係機関の中で共有及び連携して取り組む施策については、総合的・包括的な点検を行いながら推進します。

### 2. 安全・安心なまちづくりの推進

#### ①防災対策の推進

近年の災害の頻発化・激甚化により、住民の防災に対する関心も高まっています。

町はハザードマップ等を活用した災害に対する正しい知識の普及、避難場所の周知、災害備蓄の推進、自主防災組織の設置促進と活動支援、防災訓練などを行います。

住民が防災に関する知識を深め、身の回りで実践できるように、地域協力体制の確立に地域住民と協力して取り組みます。また、自治会や事業所等と連携し、自主防災組織結成や防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会などと協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。また、平素からの見守り活動の推進や災害時の避難支援プランの作成に順次取り組むことで、避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できる体制づくりに取り組みます。

福祉避難所の指定とともに、運用体制の充実を図ります。

## ②防犯・交通安全対策の推進

ひとり暮らしの高齢者や判断能力が十分でない障がい者等や子どもが犯罪等の被害者とならないように、住民が安全・安心に暮らせるまちを目指して、地域での防犯活動を推進するとともに、日頃からの見守りや安否確認等を通じて、近隣住民同士のつながりを強化し、支援体制を構築します。

住民の交通安全に関する意識を高めるとともに、警察等との連携による交通安全活動を推進します。

## ③誰もが活動しやすいまちづくりの推進

すべての住民が活動しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

高齢者などが外出しやすく、移動に困らないまちづくりの実現に向けて、公共交通の充実や買い物支援等を推進します。また、ヘルプカードや障がい者用駐車場の周知と適切な利用の促進に努めます。

# 3. 心身ともに健やかな暮らしへの支援

## ①介護予防と健康支援の一体的な推進

身近な場での介護予防教室や健康増進事業への参加・協力をさらに促進し、介護予防の活動から地域福祉活動まで身近な地区での展開を図ります。

医療・介護の連携ネットワークの強化のため、関係する医療、介護、福祉、行政関係者から意見・提言を聴取し協議します。

ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。

## ②支援が必要な人たちへの就労支援

障がい者の経済的自立や社会参加のために、就労支援機関や福祉関係機関、事業所などの連携を強化し、就労機会の拡充や日中活動の充実と事業所への働きかけなどを行い、障がい者雇用や就労の支援を推進します。

生活困窮者に対しては、ハローワークとの連携をはじめ、各種事業を組み合わせながら自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の母または父が安定した就業ができるよう、職業訓練の利用促進などを行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるように支援します。

高齢者の豊かな知識や経験、能力をさらに地域で活かせる場やきっかけづくりを進め、高齢者が生涯活躍できるまちを目指します。

### ③居住に課題を抱える方への支援

可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくため、県が指定する居住支援法人（社会福祉法人福祉楽団）との連携を図り、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）を対象とした、住宅確保や居住支援に係る情報提供・相談、見守りなどの支援を行うことで、誰もが住むところに困ることのない居住環境の整備に取り組みます。

## 4. 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上

### ①多様なサービスの提供体制の確保

在宅生活の継続を重視し、地域生活課題を共有して、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、共生型サービスの導入、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。

### ②福祉サービスの質の向上

利用者が満足でき、質の高いサービスが提供されるように、サービス提供事業者間のネットワーク化の支援と、町からの情報提供・町との情報共有などのネットワークづくりに努めます。

サービス事業所の職員研修や外部評価の導入などを支援するとともに、サービス事業所の業務が適正かつ円滑に行われるよう、県と連携しながら、定期的な監査を実施します。

サービス及び事業に関する苦情受付は、各サービス事業所に苦情処理体制の構築を義務づけ、適切な運用を指導します。第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。

### ③福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、利用を促進します。

各種相談窓口では、パンフレットやガイドブック等を窓口業務で有効に活用して、情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員が、訪問等の際に福祉サービスの情報を提供できるように、活動を支援します。

## 5. 特別な支援が必要な方に向けた支援の推進

### ①生活困窮者支援

生活困窮者自立支援制度の確実な運用を図るとともに、支援を必要としている人に対し、関係機関の連携による地域ぐるみの支援体制の強化に努めます。

千葉県が実施主体である学習支援事業に加え、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業など必要な支援ができる体制づくりを進めるとともに、それぞれの状況に応じた自立支援を行います。

### ②身寄りのない人などへの対応

頼れる身寄りがいないことによる生活上の不安や課題に対する、相談支援・意思決定支援・権利擁護を一体的にとらえた支援のあり方について検討を進めるとともに、関係機関で連携した支援ネットワークの構築や既存の枠組みを活用した支援の仕組みづくりを進めることで、身寄りのない人も地域で安心して生活を継続できる体制についても考えていきます。

### ③虐待防止対策

近年の社会問題となっている子どもへの虐待行為や高齢者や障がい者への虐待行為、男女間の暴力問題等はどこの地域でも起こる可能性が高く、潜在的な見えにくい課題です。地域の身近で他人事ではない課題として、住民・地域の認識が深まるように周知を図るとともに、虐待等の早期発見・未然防止に向けての地域の役割が重要であり、日頃からの見守りと気づきなどの重要性について住民に啓発します。

身近な相談窓口として、保健福祉課や地域包括支援センターを初期の窓口とし、迅速で適切な対応に努めるとともに、相談窓口について住民に周知を図ります。

児童委員などの相談活動や、要保護児童対策地域協議会での連携により、虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るためのネットワークを十分活用して対応できるように取り組みます。

### ④子育て支援・子どもの貧困対策・若者支援

課題を抱える家庭・子どもの状況把握を行い、福祉サービスや支援制度に関する情報提供と利用促進に努めます。また、子どもの体験活動や居場所の確保などを検討します。

## ⑤自殺対策

自殺が身近な問題であり、様々な要因と関係があることなど、自殺に対する理解を深められるよう啓発するとともに、地域での気づきや見守りを担う人材の育成、自殺予防や生きることへの支援に関する啓発・周知の促進、児童生徒へのSOSの出し方教育を推進していきます。

こころの健康づくり事業（休養・ストレス、自殺予防）を実施し、一人ひとりのこころの健康づくりに向けて、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

## 6. 犯罪をした人等の自立支援 （再犯防止推進計画（34～35 ページ）にて記載）

## 7. 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実

### ①相談支援の充実

保健福祉課で、「このことはどこへ」の案内が円滑に対応できるように、連絡先、相談内容別の担当課・事務分掌表を作成して相談対応に活用します。

民生委員・児童委員の地域での活動や相談の場となる地域包括支援センターをはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉サービス事業者等の間で、地域からの相談等をつなぎ、支援につながるように連携を図り、住民が相談しやすい、わかりやすい情報提供を心掛けて推進します。

福祉関係者、障がい者や高齢者の家族など住民への福祉に関する研修などを通じて、支援の必要な人が身近で気軽に相談できる機会の拡充に取り組みます。

### ②相談支援体制の充実

保健福祉課内の連携強化と調整機能を拡充して、複雑・多様化する困難事例の調整などを行い、ワンストップで、断らない相談窓口となるように取り組みます。また、困難や課題が解決するまで一緒に走る伴走型の相談体制や、支援を必要としているのにもかかわらず、つながれていない方へのアウトリーチ型の相談アプローチについても、取り組んでいきます。

### ③ケアマネジメント機能の充実

相談体制の充実と、地域の課題を総合的にとらえ、解決に向けたコーディネート機能の確保・活用を図ります。支援を必要とする人の家庭を訪問し、個々の状況に応じた積極的な個別支援を行います。

困難事例の際には個別のケース会議を開催し、関係機関と連携して個別対応を図ります。また、個別ケース会議を含む様々な相談事例を集約し、関係する機関において、より迅速で効果的な支援のあり方を検討します。

さらに、職員のスキルアップと地域ケア会議などによりケアマネジメントを推進します。

## 8. 介護福祉人材の育成

地域に暮らす住民を支えるためには、福祉サービスを必要とするすべての人が適切に利用できるようにする必要があります。

利用者のニーズに対応する福祉サービスの担い手確保を図るために、ホームヘルパー、ケアマネジャー等の専門職の確保に向けて、事業者と連携しながら情報提供や研修機会の確保などの支援を行います。また、事業者による職員の処遇改善や人材育成等の積極的な取組の見える化を促進し、介護人材の確保を推進します。

#### 主要施策・事業

施策・事業	内容
包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域包括支援センター機能の充実</li><li>●子育て支援ネットワークづくりの推進</li><li>●精神障がい者を支える地域包括支援体制の推進</li></ul>
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の把握、台帳整備等の支援体制づくり</li><li>●ハザードマップの配布、防災、避難所に関する情報提供</li><li>●防災訓練の実施</li><li>●自主防災組織の活動支援</li></ul>
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●防犯活動の推進と消費生活に関する啓発</li><li>●防犯意識の向上</li><li>●防犯対策の推進</li><li>●防犯設備の充実</li></ul>
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●交通安全対策の推進</li><li>●交通施設等の改善</li><li>●交通安全意識の向上</li></ul>
活動しやすいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●公共施設のバリアフリー化の推進</li><li>●道路や歩道の整備・改善</li><li>●公共交通の充実・対策の推進</li><li>●買い物支援や移動手手段の拡充</li></ul>

施策・事業	内容
地域での介護予防・健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般介護予防事業の充実</li> <li>●健康増進事業の推進</li> <li>●健康づくりの推進と医療体制の充実</li> <li>●在宅医療・介護連携推進事業の強化</li> </ul>
生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業機会の拡充（合理的配慮を基本とする体制の整備）</li> <li>●高齢者の雇用促進と生涯活躍のまちづくりの推進</li> <li>●多様な住まいの確保</li> <li>●住宅改修費の助成</li> </ul>
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用に係る苦情などへの対応</li> <li>●サービス事業者による評価の促進</li> </ul>
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●包括的な相談支援の実施</li> </ul>
虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・高齢者・障がい者の虐待防止対策</li> <li>●虐待や暴力予防に関する意識啓発と相談体制の整備</li> <li>●男女共同参画計画の推進</li> </ul>
子育て支援・子どもの貧困対策・若者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口における情報提供・相談支援</li> <li>●子育て支援事業の充実</li> </ul>
自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺に関する正しい理解の啓発</li> <li>●地域の見守り人材（ゲートキーパー等）の育成</li> <li>●こころの健康支援</li> </ul>
相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の身近な相談から支援につながる体制整備</li> <li>●窓口業務の連携促進（相談先一覧の作成、つなぎシートの活用検討等）</li> </ul>
包括的な相談支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健福祉課窓口の機能強化と各相談窓口との連携</li> </ul>
ケアマネジメント機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全世代に対応した包括的なケアマネジメントの推進</li> <li>●個々のニーズに応じた柔軟なサービス調整と提供</li> </ul>
介護福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種研修への参加促進</li> </ul>

### 一緒に取り組んでいきましょう

<p>○自らの健康維持に取り組むつつ、必要な福祉サービスや支援を活用しましょう。</p> 	<p>○防災備品の備えや近所付き合いなど、日頃から防災意識をもちましょう。</p> 	<p>○シルバー人材登録、ゲートキーパー等、可能な範囲で福祉を支える人材の1人になりましょう。</p> 
--	--	---

## 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

### （１）成年後見制度利用促進計画について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がい等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行以降、成年後見制度の利用促進に向けた取組が進められてきており、令和4年3月には、国の計画である「第二期成年後見制度利用促進基本計画」も閣議決定されました。

全国的に成年後見制度の利用者数は増加傾向となっており、多古町においても、高齢化の進行にともなう認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし世帯の増加による身寄りや頼れる人のいない方の増加も見込まれることから、成年後見制度の利用促進に向けたより一層の施策の推進と成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の充実を図っていくことは重要です。

本計画の本項目を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、誰もが住み慣れた地域において尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう取り組んでいきます。

### （２）成年後見制度に関する状況

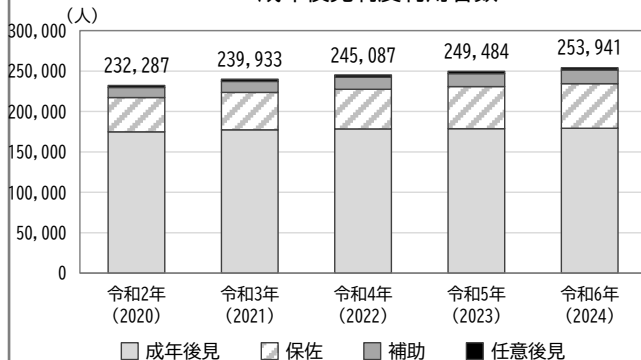
成年後見制度の利用状況（国データ）をみると、

**全国的に増加傾向**となっており、**約6割が認知症により利用開始**しています。



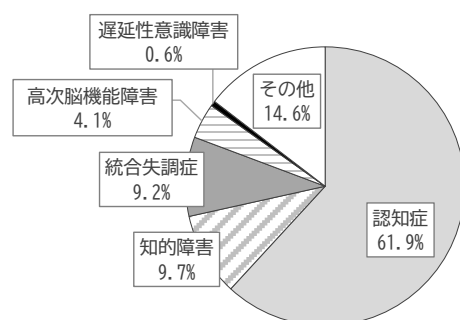
全国の成年後見制度利用者数をみると、増加傾向で推移しています。また、成年後見制度の利用開始原因については、認知症・知的障害・統合失調症が多く、特に認知症は約6割と半数以上です。

成年後見制度利用者数



※厚労省資料成年後見制度の状況

成年後見制度利用開始原因別割合



※成年後見関係事件の概況

成年後見制度の町長申立状況をみると、

身寄りがいないなど、町長申立を活用して制度利用する方もいる状況となっています。



町長申立（身寄りがいないなど、本人や親族による申立が難しい場合にも必要な制度利用を確保するための措置）の利用について、多古町においても毎年度1人いる状況となっています。

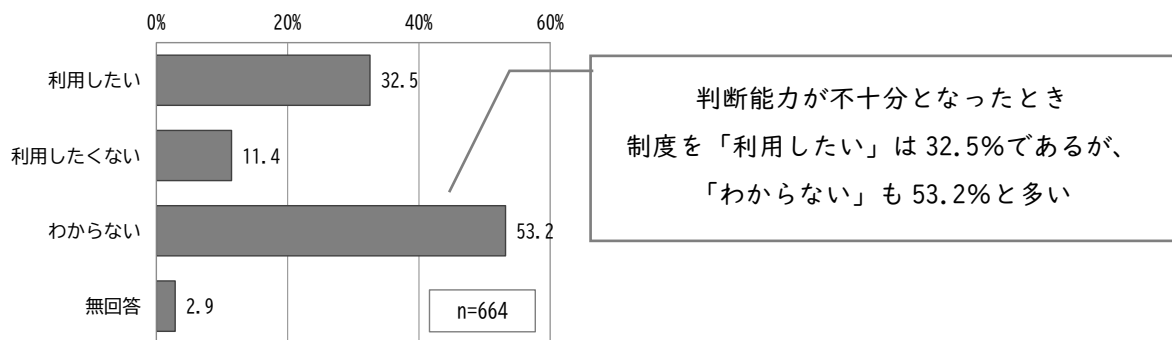
成年後見制度町長申立状況

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
町長申立状況	1人	1人	1人	1人	1人
うち高齢者数	1人	1人	1人	1人	1人

※保健福祉課

町民アンケート  
結果

- 成年後見制度についての認知度は73.7%となっています。
- 成年後見制度を「利用したい」割合は32.5%となっていますが、制度利用にあたって、相談できる人がいない(8.3%)、後見人を希望する人がいない(6.5%)方もいる状況です。
- 制度を利用したくない理由として、「後見人への報酬が不安・負担」や「手続きが大変そう」という意見も挙がっており、制度を使いたいが、利用が難しい・利用への不安があるという方もいます。
- 市民後見人（親族以外の住民による成年後見人（弁護士などの資格はもたないが、研修や家庭裁判所からの選任を受けている方））の認知度は20.3%と制度の認知度と比べ低い。しかし、市民後見人として「活動してみたい」「研修を受けてみたい」という方が8.1%となっており、後見人の担い手確保に向けた取組強化も重要となっている。



### (3) 成年後見制度利用促進と権利擁護の推進に向けた施策の展開

#### ①権利擁護に関する理解の促進

高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、権利擁護についての理解を広げます。身近な相談窓口の周知や学びの機会を通じて、困りごとに早く気づき、支え合える地域づくりを推進します。

## ②権利擁護支援ネットワークの構築

高齢者や障がいのある人などが地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関、専門職、住民、行政が連携した権利擁護支援ネットワークの構築を推進します。本人の意思を尊重した意思決定支援を基本とし、身近な気づきを早期の相談につなげる体制を整備します。

地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員等が定期的な情報共有やケース検討を行い、相談から意思決定支援、成年後見制度等の利用につなげる権利擁護ネットワークを構築していきます。

## ③成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、地域包括支援センター及び中核機関を中心に、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会等の関係機関と連携した支援体制を構築していきます。

本人の意思を尊重した意思決定支援を基本とし、身近な相談や気づきを早期に支援へとつなげるとともに、制度に関する啓発や情報提供を行い、市町村長申立を含めた適切な制度活用により、権利擁護に関する支援体制の充実と切れ目のない支援体制を構築していきます。

### 主要施策・事業

施策・事業	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●人権・権利擁護に関する周知活動</li><li>●個人情報保護の取組についてサービス事業者等への啓発</li><li>●成年後見制度の利用支援、講演会や相談会の開催</li><li>●後見人の育成と体制整備</li></ul>

## 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

### （１）再犯防止推進計画について

犯罪をした人の多くは、生活を立て直して社会の一員として暮らしていきませんが、安定した職業に就くことや住居を確保することができず、円滑な社会復帰をすることが困難となり、再び罪を犯してしまう人もいます。

日本の刑法犯の検挙人員は減少が続いていましたが、令和5年以降増加に転じており、それにもとない再犯者数も増加傾向となっています。また、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は令和3年以降減少していますが、令和6年時点で46.2%と刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況です。

犯罪を繰り返してしまう背景には、加齢による認知機能低下、障害等による生活上の困難、生活困窮や社会からの孤立等の様々な要因が複雑に絡み合っている場合も多く、状況やニーズに合わせた支援を受けられることが重要であり、国においても、令和5年3月に閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」にて、再犯防止施策の更なる推進が図られています。

多古町においても、本計画の本項目を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項における「地方再犯防止推進計画」と位置付け、犯罪をした人等が抱える課題を解消し、その立ち直りを支援することで、新たな犯罪と被害者を生まない安全・安心な社会の実現に向けて、再犯防止に向けた取組を推進します。

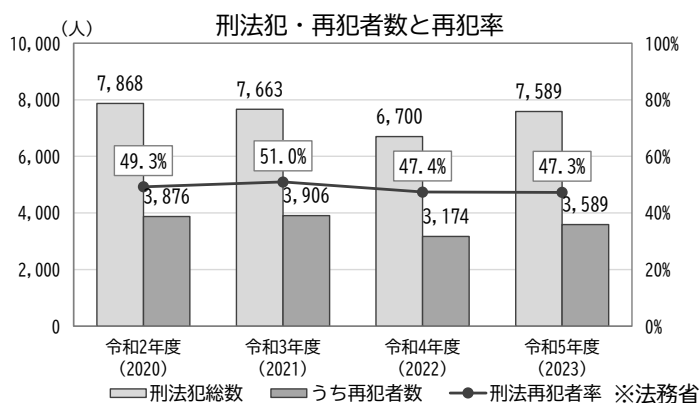
### （２）再犯防止推進に関する状況

再犯の状況（県データ）をみると、

**再犯者は増減して推移しており、再犯率は全国と同様に半数弱程度**となっています。



千葉県での再犯の状況についてみると、再犯者数は刑法犯同様増減を繰り返して推移しています。また再犯率は、50%を超える年もありますが、概ね半数弱程度となっており、令和5年では47.3%です。



アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国が進める再犯防止の施策や法律に関する認知度は36.1%となっています。</li> <li>●犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う方は26.2%となっています。協力したい内容としては「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が39.1%、「更生保護施設にお金や品物を寄付する」が19.5%となっており、「<u>協力したい</u>」の想いを活動につなげるための方策が求められます。</li> <li>●再犯防止に関する用語の認知度は、「保護司」が67.9%、「協力雇用主」が26.4%、「社会を明るくする運動」が38.9%となっており、<u>更なる周知の取組も必要</u>であると考えられます。</li> </ul>
---------	---

### (3) 再犯防止推進に向けた施策の展開

#### ①犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の実施

矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援が必要となる人に対し、本人の状態や支援ニーズに合った対応を行い、犯罪・非行を重ねることなく、地域の一員として立ち直ることができる環境づくりを進めます。

#### ②関連主体と連携した取組の推進

犯罪をした人等の立ち直りを支える保護司、更生保護女性会や関係機関等との連携を深め、活動に必要な支援を推進します。また、協力雇用主との連携を図り、犯罪をした人等の就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、学校等の教育機関における周知・啓発を行い、非行を未然に防ぐための取組を進めます。

#### ③再犯防止に関する啓発・理解促進

再犯防止に関する住民の正しい理解を深める取組を推進するとともに、「社会を明るくする運動」強化月間において、運動の趣旨を効果的に周知するための広報・啓発活動を推進します。また、学校等の教育機関や地域イベントといった、多様な機会での啓発・理解促進についても取り組みます。

これらの取組により、犯罪や非行の防止だけでなく、罪を犯した人たちの更生に対する住民の理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会の構築を図ります。

#### 主要施策・事業

施策・事業	内容
再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪をした人等の特性やニーズに応じた指導・支援の実施</li> <li>●関係機関や民間協力者と連携強化</li> <li>●再犯防止に関する周知・啓発活動の促進</li> </ul>

## 4. 計画の推進に向けて

---

### (1) 地域福祉活動の推進

---

地域福祉を推進するにあたっては、町行政と社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切になります。

地域福祉は、住民の相互理解と協調性により、地域の福祉課題をみんなが共有し、その解決に向けて社会福祉協議会と地域等が一体となって取り組むことが重要になります。また、地域の優れた環境や特性を活かしながら進めることも大切です。

---

### (2) 地域福祉活動を担う主な主体の役割

---

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や町、社会福祉協議会、福祉関係団体、民間団体などの多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

#### ① 町の役割

地域生活課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働した施策を計画的に推進します。

住民が主体となって課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、地域の課題を包括的に受け止める相談体制の構築などに取り組みます。

#### ② 社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進など、地域に密着した活動を安定的に継続して実施していくことが求められます。

#### ③ 福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施しており、平成 28 年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。このため、各種地域生活課題等に対応していくなど、地域においてさらなる役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、人材の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組が求められます。



---

### (3) 計画の推進に向けて

---

計画の推進に向けては、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働で取り組むため、社会福祉協議会をはじめ住民・関係団体・関係機関・事業者等と連携を十分に図り、ご意見・ご協力をいただきながら推進します。

#### ① 計画の進捗状況の把握

計画を着実に推進するため、定期的に福祉施策の点検及び課題解決の検討・意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

#### ② 社会福祉協議会等との連携強化

社会福祉協議会の地域福祉活動計画と十分に連携して推進していくため、課題の共有や解決方法の検討などを定期的に協議する場を確保します。

あわせて、社会福祉協議会をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

#### ③ 情報提供と周知

住民が保健福祉などのサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

#### ④ 情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。多種職間で共有した情報については、個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた管理を徹底します。

## 5. 資料編

### (1) 多古町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年6月26日

告示第68号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、多古町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、多古町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 社会福祉施設の代表
- (4) 住民組織の代表
- (5) 社会福祉協議会の職員
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

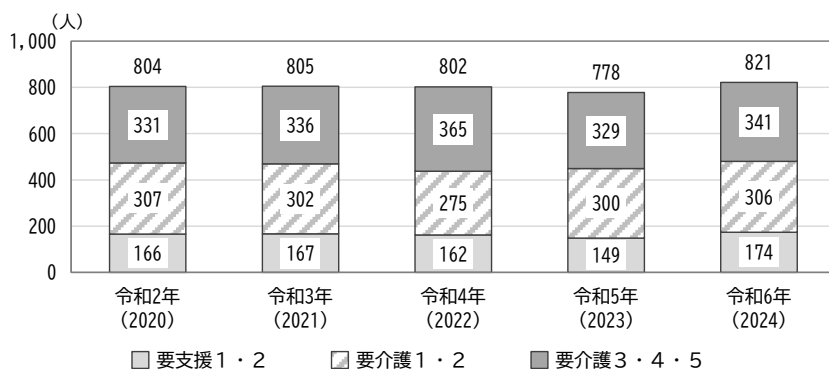
この告示は、令和2年7月1日から適用する。

## (2) 多古町地域福祉計画策定委員名簿

No.	区 分	所属する団体等	役職等	氏 名	備考
1	識見を有する者	多古町議会	文教厚生常任 委員長	橋本 孝之	
2		多古町社会福祉協議会	会長	岡田 牧夫	
3		多古町子ども・子育て会議	会長	加瀬 行祥	
4		多古町保護司会	会長	遠藤 勝典	副委員長
5	社会福祉団体の 代表	社会福祉法人福祉楽団 (千葉県中核地域生活支援センター)	センター長	松丸 美沙	
6		多古町地域包括支援センター (社会福祉士)	包括支援係長	平野 香	
7	社会福祉施設の 代表	社会福祉法人榎の実会 (ひかり学園)	理事	高安 一弘	委員長
8		社会福祉法人八光聴 (多古特別養護老人ホーム)	理事 (社協理事)	片見 みどり	
9	住民組織の代表	多古町民生委員児童委員協議会	会長 (社協理事)	平山 幸治	
10		多古町赤十字奉仕団	委員長	加賀原 文子	
11		多古町ボランティア連絡協議会	会長 (社協理事)	並木 薫	
12		多古町身体障害者福祉会	会長 (社協理事)	大木 信夫	
13		多古町老人クラブ連合会	会長 (社協理事)	中村 二郎	
14	社会福祉協議会 の職員	多古町社会福祉協議会	事務局長	宇井 剛	
15	関係行政機関の 職員	多古町保健福祉課	課長	今井 幸司	
16		多古町子育て支援課	課長	堀越 明子	

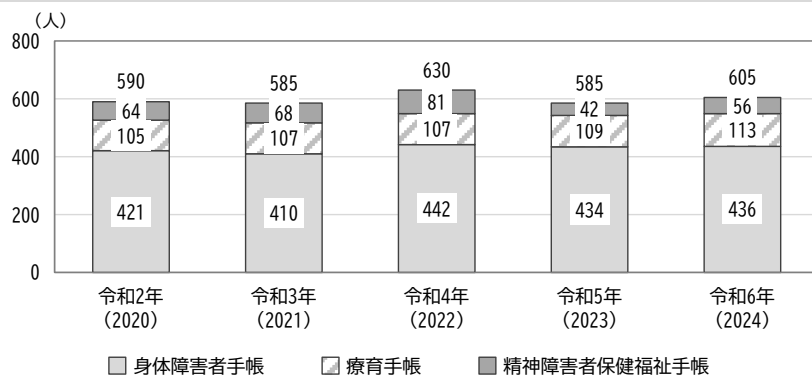
### (3) 関連データ

#### ● 要支援・要介護認定者数（※介護保険事業状況報告）



要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年では821人となっています。構成比としては、要支援が約2割、要介護が約8割です。

#### ● 障害者手帳所持者数（※保健福祉課）



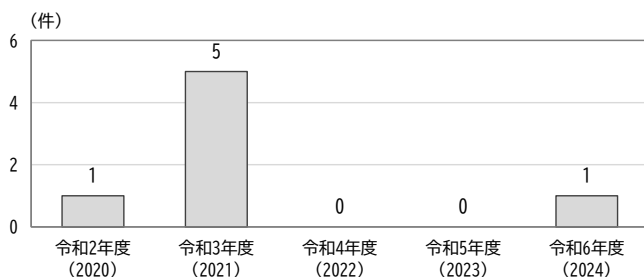
障害者手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年では605人となっています。身体障害者、知的障害者、精神障害者の順で多い状況です。

#### ● 虐待件数（※福祉行政報告・保健福祉課）

	相談・通報・通告対応件数			虐待認定・判断対応件数		
	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待
令和2年度(2020)	21件	5件	0件	20件	3件	0件
令和3年度(2021)	11件	5件	1件	7件	0件	0件
令和4年度(2022)	26件	2件	2件	16件	2件	0件
令和5年度(2023)	19件	16件	0件	16件	8件	0件
令和6年度(2024)	15件	1件	0件	10件	1件	0件

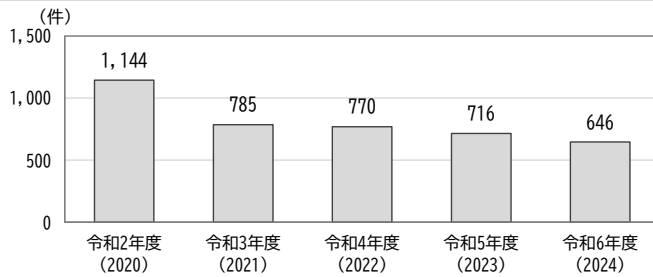
虐待認定・判断対応件数は、令和6年度で11件となっています。

#### ● DV相談件数（※保健福祉課）



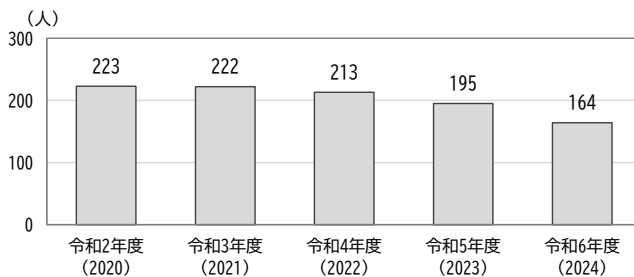
DV相談件数は、年によって件数にバラツキがありますが、令和6年度では1件となっています。

● ひきこもり相談件数（※千葉県障害者福祉推進課）★県（ひきこもり地域支援センター）データ



（県）ひきこもり相談件数は、減少傾向となっており、令和6年度では646件となっています。

● 避難行動要支援者名簿登録者数（※保健福祉課）



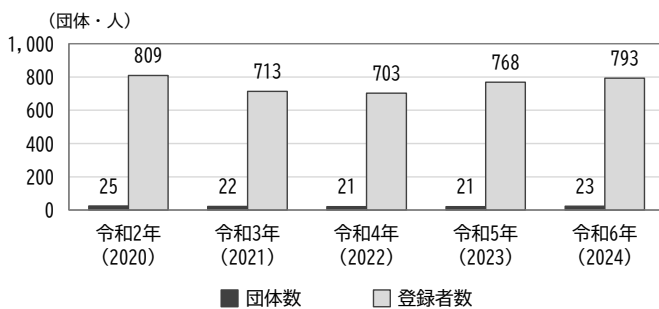
避難行動要支援者名簿登録者数は、令和6年度で164人となっています。

● 民生委員・児童委員の状況（※保健福祉課）

	民生委員				児童委員				主任児童委員			
	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢
平成28年度 (2016)	33人	33人	100%	64.6歳	33人	33人	100%	64.6歳	2人	2人	100%	52.0歳
令和元年 (2019)	33人	32人	97%	65.1歳	33人	32人	97%	65.1歳	2人	2人	100%	55.0歳
令和4年 (2022)	33人	33人	100%	65.8歳	33人	33人	100%	65.8歳	2人	2人	100%	55.5歳
令和7年 (2025)	33人	33人	100%	65.7歳	33人	33人	100%	65.7歳	2人	2人	100%	58.5歳

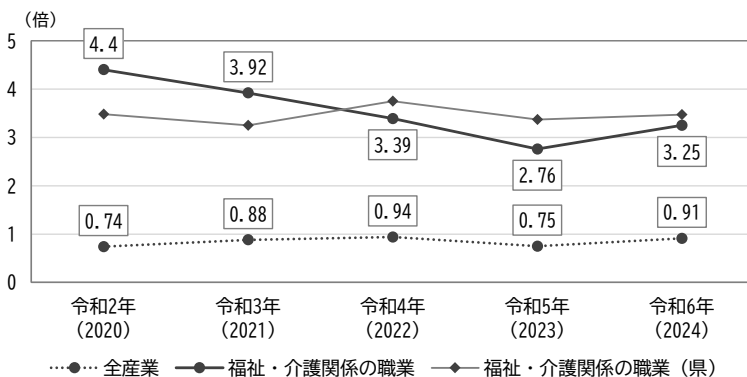
民生委員・児童委員・主任児童委員の充足率はほぼ100%となっています。

● ボランティア活動の状況（※社会福祉法人多古町社会福祉協議会）



ボランティア活動の登録者数は、令和4年以降増加傾向で、令和6年では793人となっています。

● 有効求人倍率（求人数／求職数）の状況（※ハローワーク佐原）



福祉・介護関係の職業に関する有効求人倍率は、全産業と比べて高く、令和6年では3.25倍となっています。（有効求人倍率が1を上回ると求人数＞求職数となり人手不足）

## (4) アンケート等実施概要

### ①住民アンケート調査概要

調査の対象	調査期間	実施方法	回収数 (回収率)
18歳以上の方 2,000人 無作為抽出	令和7年 6月中旬～7月下旬	郵送での配布・回収 (調査票に二次元コードを記載し、 WEBでの回答も可とした)	665票 (33.3%)

### ②関係団体ヒアリングシート調査概要

調査の対象	調査期間	実施方法	回収数 (回収率)
多古町の 地域福祉施策に 関連する 関係団体20団体	令和7年 6月中旬～7月下旬	郵送での配布 郵送・ファックス・メール回収 (調査票に二次元コードを記載し、 WEBでの回答も可とした)	18票 (90.0%)

### ③ワークショップ概要

実施日時	実施テーマ等
令和7年 9月25日(水) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に向け、多古町の福祉行政に参加していただいている皆さんに、考えやアイデア等を検討・共有していただく機会として開催</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     テーマ：多古町の地域福祉に関する課題と優先的に解決すべき課題を検討する                 </div>

## (5) 策定の経緯

日程	項目
令和7年 6月中旬～7月下旬	■住民アンケート調査・関係団体ヒアリングシート調査実施
9月25日	■ワークショップ開催
10月27日	■第1回多古町地域福祉計画策定委員会 協議事項 (1) 第2次多古町地域福祉計画の策定について (2) 第2次多古町地域福祉計画骨子案について
令和8年 2月13日	■第2回多古町地域福祉計画策定委員会 協議事項 (1) 第2次多古町地域福祉計画素案について (2) パブリックコメントについて
2月18日～3月19日	■パブリックコメント実施
3月	■計画策定

## (6) 用語集

### 【あ行】

#### アウトリーチ

自宅への訪問や出向きやすい場所での相談を行い、課題を抱える方を支援に繋げるよう積極的に働きかけること。潜在的な課題発見にも繋がる取組。

#### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える人に対して意思確認等の支援を行うことで、本人が自ら決定できるようサポートし、希望を反映した生活を送ることができるようにする仕組みやプロセスのこと。

### 【か行】

#### 協働

住民、活動団体・事業者、行政などの様々な主体が、それぞれの特性を活かし、互いの立場を認識・尊重しながら、課題解決等の共通目標に向かって、対等な立場で共に取り組むこと。

#### 協力雇用主

犯罪をした人等の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用する（雇用しようとする）民間の事業主のこと。

## ケアマネジメント

サービス利用者に対し、抱える課題や求める支援に対する適切なサービス提供をめざし、適切な社会資源・支援と結びつける手続き全体のこと。

## 権利擁護

認知症や障がい等により判断能力が不十分であるために、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい方に対し、その権利を守るための専門的な相談・援助を行い、安心して日常生活を送ることができるよう支援すること。

## 更生保護女性会

犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。

## 子育て支援ネットワーク

地域全体で子どもを育む環境づくりを推進するために、各関係機関等が連携・協働して子どもや子育て家庭を支える体制のこと。子育てに関する情報交換や共有、支援活動の検討・調整、情報発信といった取組を推進する役割を担う。

## 合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くための対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

## 【さ行】

### 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止や、犯罪をした人等の立ち直り支援を地域全体で行い、安全で安心な明るい社会を目指す運動のこと。

### 情報アクセシビリティ

情報にアクセスしやすく、利用しやすいこと。誰もがその人に合った手段・方法で、便利に・円滑に情報を入手したり、会話・対話をできるように工夫すること。

### 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、日常生活に困難を抱えている方の相談を受け付け、自立した生活に向けて就労や住居の確保など、様々な面から支援するもの。

### 生活支援コーディネーター

暮らし慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう、地域の課題やニーズを掘り起こし、求められる福祉サービスや支援に向けた活動を発掘・調整し、適切な事業者や関係機関に繋げる役割を担う存在。

## 【た行】

### ダブルケア

子育てと介護を同時に担うこと。

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 地域サロン

地域住民を活動の主体として、誰もが安心して暮らしていける地域づくり、仲間づくりを進める交流の場。

### 地域包括支援

複合化・複雑化する地域の課題・ニーズに対応する、年齢や属性を問わない全世代・全対象型の支援を提供すること。

### 地域包括支援センター

住民の健康や生活の安定を支援し、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健医療の向上や福祉の増進を支援するための中心的役割を果たす施設。

### DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人などの親密な関係の相手から振るわれる暴力のこと。

### デジタル格差

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

## 【は行】

### ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

## 8050問題

80代の親がひきこもり等の課題を抱えている50代の子どもの生活を支えることで起きる様々な問題のこと。より年代が進んだ9060問題（90代と60代）も顕在化している。

## 避難行動要支援者

町に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人）のうち、災害発生時に「自ら避難することが困難」「迅速に避難するために支援が必要」な人のこと。

## 福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難で医療や介護などのサービスを必要とする人を、一時的に受け入れ保護するための施設。

## ヘルプカード

障がいのある方等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード。

## 包括的なケア体制

地域における課題に対応するため、各分野で横断的に連携し、切れ目なく一体的な（包括的な）支援が提供される体制のこと。

## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談・助言活動に従事する人。各地域に配置され、様々な相談に応じ、各種関係機関への橋渡し等の支援活動を行う。

## 【や行】

### ヤングケアラー

本来、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰にとっても利用しやすくあらかじめデザインするという考え方。UDと略されることもある。

## 【わ行】

### ワンストップ

複数の部署等に分かれていた手続きや相談窓口を一本化し、一カ所で完結させること。

### ワークショップ

意見聴取・アイデア共創の手法の一つで、参加者が主体的に関わり、対話、作業を通じて意見を出し合いまとめ上げる場。

## 第2次多古町地域福祉計画

---

令和8年3月発行

多古町 保健福祉課 福祉係

〒289-2241 千葉県香取郡多古町 2848 番地 (多古町保健福祉センター)

TEL : 0479-76-3185 FAX : 0479-76-3186



多古町  
たこまち

